

令和2年4月10日

来園者の皆様へ

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の発令を受け、下記のとおりお知らせします。

記

1対応期間 令和2年4月10日～5月6日まで

2外出自粛要請(法第45条第1項)

○生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないでください。

○「三つの密」(密閉・密集・密接)が重なる懸念のある場所への参加の自粛

3来園者への対応

○食事等は妨げないが、園内での飲酒を禁止とします。

○グループ同士の間隔が密にならないよう、一定の間隔を設けてください。

また、必要に応じ口頭による誘導を実施することがあります。